

交野市 御中

## 機密保持に関する覚書

- 第1条 貴市より提供される全ての情報等を機密情報として扱います。
- 第2条 貴市の機密情報を事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示しません。万一、機密情報が漏洩した場合は、直ちに貴市に連絡し、指示を受けます。
- 第3条 貴市の機密情報を所定の目的にのみ使用し、また業務上これを知る必要のある社員以外の者に関与させません。また、当社は機密情報に関する「管理責任者」を選任します。
- 第4条 貴市の事前承諾なしに、機密情報の転写・複写または複製を一切行いません。
- 第5条 貴市の機密情報を自己の委託先等に開示する必要がある場合は、事前承諾を得て行います。この場合、自己の委託先等の機密情報管理についても、その一切の責任を負います。
- 第6条 貴市の事前承諾なしに、機密情報に含まれまたはその一部をなす貴市の考案、ノウハウ等の知的所有権を所定の目的以外のために使用しません。
- 第7条 貴市の機密情報使用について所定の目的を達成したとき、または貴市から返還要求のあるときは、いつでも直ちに貴市から開示された機密情報の全部を貴市に返却します。
- 第8条 貴市からの貸与物は、紛失・盗難がないよう管理・保管を厳重に行います。
- 第9条 貴市の事業所内で当社の社員が作業を行う場合は、内部規則等を遵守します。
- 第10条 本覚書の条項に違反して、当社及び当社の社員の責に帰する事由により貴市の機密情報が漏れた場合には、当社はその損害全額を賠償します。
- 第11条 本覚書は、貴市との間で書面による失効の合意が取り交わされるまで有効とします。

令和 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者  
電 話  
F A X

印